

第31回公正取引委員会契約監視委員会議事概要

- 1 日時 令和2年12月7日（月）14：15～15：30
- 2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟19階 公正取引委員会 審判廷
- 3 出席者（Web形式にて出席）
（委員）池谷委員，中村委員，南島委員
- 4 議事概要
 - （1）開会
 - （2）調達案件の審議
令和2年4月1日から同年9月30日までの間に締結した契約のうち，前回に引き続き一者応札となった案件1件及び各委員が抽出した調達案件3件について審議が行われた。審議の概要は別紙のとおり。
 - （3）閉会

意見 質問	説明 回答
○ 令和2年度新聞記事のクリッピング等業務（一般競争入札，継続一者応札案件）	
本件業務はいつから開始したのか。	少なくとも3年以上前から開始している。
本件は前回も一者応札であったが，今回も一者応札とならないように改善した点が，資料1の別添3の下線を引いた取組ということか。	そのとおりであり，今回は一者応札とならないようにしたいと考え，クリッピング業務の履行時間に余裕を持たせる，クリッピング対象キーワードを絞り込む，著作権許諾に関する仕様書上の不明瞭さを解消するといった改善を行った。
本件は，入札説明書を多くの業者がダウンロードしていながら，入札者は1者だけであったが，入札参加者が少なかった理由は何だと考えられるか。	本件は，新聞記事のクリッピングという性質上，著作権使用許諾を得なければ入札に参加できない業務であるところ，業者にとっては，新聞社各社とのやり取りに時間が掛かるなどの理由から入札参加者が少なかったのではないかと分析している。
本件では，著作権使用許諾の手続における問題を解決しない限り，入札参加者は増えないと思われる。入札準備期間を延ばすことが問題解決の一つであると考えられるが，それ以外に方法は考えられるか。	著作権使用許諾の手続については，公正取引委員会では関与できず，新聞社各社とクリッピング業者とのやり取りになってしまうため，著作権許諾の関係で公正取引委員会が改善できる点は，業者側の準備期間を十分に確保すること以外にないと思われる。
昨年度の落札業者が今年度は入札に参加しなかったとのことだが，どのような理由か。	昨年度の落札業者は昨年の9月末で事業を辞めており，昨年度の下半期の業務については，当該業者から事業を譲り受けた別の業者が行った。 なお，事業を譲り受けた業者が今年度参加しなかった理由は，確認していない。
本件業務は固定費用が多く掛かるものであると推察されるが，そういった業務は，単年度ではなく，3年間といった長期間の契約とする方が業者としては利益を得やすく，応募しやすいのではないか。	官公庁の契約は，特別なものを除き単年度が原則とされている。また，クリッピング業務は公正取引委員会以外の省庁も単年度で調達しているため，十分な準備期間を設けることができれば，単年度の契約であっても，一者応札の改善は図れると考えている。

<p>仕様書では成果物の提出方法をファクシミリ送信に限定しているが、業者の負担を軽減して入札に参加しやすくするため、今後はメールによる提出も可能とすることを検討してもよいのではないか。また、著作権許諾について、一者応札を回避するために仕様書を公正取引委員会の方である程度書いていく必要があるのではないか考える。</p>	<p>今後も、一者応札とならないように工夫改善をしていきたい。</p>
<p>○ 審査情報解析システムの環境構築、基盤製品の賃貸借及び保守業務一式（一般競争入札）</p>	
<p>入札執行状況調書を見ると「総合評価点」とあるが、本件入札の手続はどのようなものか。</p>	<p>価格点と技術点の合計点で落札業者を決定する総合評価落札方式による入札を行っている。</p>
<p>価格点と技術点の比率に違いはあるか。</p>	<p>価格点50点、技術点50点であり、1対1の比率で評価している。</p>
<p>前回も同様の調達を行っているようだが、入札の手続も同様のものか。</p>	<p>前回は価格のみの評価で落札業者を選定した。一方で、現在は政府の方針で、情報システム関係の調達は原則として総合評価落札方式で調達することとされていることから、今回は当該方式での調達方法に変更した。</p>
<p>本件のような情報システム関係の調達では、技術的な面での基準が他省庁と共有されることはあるのか。</p>	<p>他省庁がどのようにシステムを調達しているのかは不明であるが、本件の総合評価基準書を作成するに当たっては、外部のコンサルタント業者の支援を受けながら作成を行った。</p>
<p>総合評価落札方式ということで、技術点ではこういった項目を評価するかについて、事前又は事後に公表しているのか。</p>	<p>総合評価基準書には、ある項目は何点加点するといったように基準が示されている。また、それを入札参加業者にも渡している。</p>
<p>本件は、多くの業者が入札説明書をダウンロードしたにも関わらず、入札参加者は少数であったが、入札に参加しなかった業者にその理由を確認したのか。入札に参加しなかった業者からは、その理由を聞くようにする方がよい。</p>	<p>電子調達システムからの入札説明書のダウンロードは、利用者登録さえすれば誰でも行うことができる。本件は複数者応札であり、ダウンロードした者に対して不参加の理由を聞いたわけではないが、入札に参加する意思がなく、単に情報収集のためにダウンロードしたと思われる業者も多く含まれている。</p>
<p>仕様書上の機密漏洩に対する措置の規定がやや抽象的であると感じたが、契約書はどうなっているのか。具体的な制裁を決めておくことも</p>	<p>本件の入札参加者に対しては、別途作成している情報保護に関する誓約書を入札参加前に提出させることにより、機密漏洩の防止に努めて</p>

検討すべきではないか。	いる。
今後にいかせる反省点はあったか。	調達の準備に約2年掛けたが、2年の準備期間では十分ではなかったため、今後の調達に向けては準備期間を3年設けるなど十分な時間確保が必要だと考えている。
○ デジタルフォレンジック用ソフトウェアライセンスの調達（一般競争入札）	
一般的に、ソフトウェアライセンスのようなものの調達では、業者間で価格差は生じないものと思われるものの、今回入札に参加した業者間で入札価格に差があるようだが、理由は何か。	入札価格は業者ごとの判断であり、理由は分からない。
本件は、毎年度行っている調達であるが、落札業者は同じ業者が続いているのか。	過去3年間についてみると、本件落札業者以外の業者が落札している。本件落札業者に話を聞いたところ、近年落札できていなかったため、今年度は落札できるよう努めたとのことであった。
本件は、必要とするソフトウェアの代理店が複数者あったことから、その代理店が入札に参加したものと理解しているが、調達の前提として、代理店が複数者あることを考えたのか。また、調達可能な先が一者のみの場合はどうするのか。	本件は特定のソフトウェアを使用する必要があったため調達を行ったもので、代理店が複数あることを理由に決めたものではない。仮に、必要とするソフトウェアの調達先が一者のみであれば、特命随意契約で調達せざるを得ないと考えている。
1年間の契約ではなく、複数年間での契約で調達を行えば、価格が抑えられるなど、利点があるのではないか。	業者がその条件をどう捉えるかで変わってくるので、複数年間での契約にすることをもって、一概に利点であるとまでは言えないと考えている。
○ パンフレットの原稿データ改訂並びにパンフレット等の印刷及び発送業務（一般競争入札）	
再び消費税率が上がった際に同様の広報業務を行うことが考えられるところ、配布先、配布ルート、入札の手続等で反省点や見直すべき点はあるか。	本件は数年前から行っている業務であり、加工修正できるようなデータを使用するように仕様書に盛り込むなど、過年度の経験をいかして様々な工夫を行っているため、特段の反省点はない。強いて言えば、納品確認を行う適当な手段がなく、配布先から未到着の連絡がないことをもって無事に納品されていると判断していた。しかし、この点を改善しようにも、予算の制約もあるため厳しいと考えている。

<p>本件は、数年間続けた業務であるところ、配布先に変更はあったか。</p>	<p>配布先について、都道府県単位から市町村単位へと細分化し、より多くの場所でパンフレットが事業者の目に触れるように変更した。</p>
<p>パンフレットは、紙で見るよりもネットで見るものによって変わってきているため、紙のパンフレットはどのような配布先でどのように使用されているのかを調べることで、今後の同様の業務への教訓になると考えられる。</p>	<p>今回得た経験は今後の類似の業務にいかしたい。</p>
<p>本件業務でパンフレットが20万部ほど印刷されているが、紙以外の手段は考えていないのか。紙での配布を積極的に減らすことで、どの程度支障が出るかなど検討してみてもどうか。</p>	<p>配布先に対して必要部数を確認することで、一昨年は約40万部、昨年は約25万部と印刷部数を削減し対応している。また、追加で配布希望があった際は、配布できる冊数に限りがあることを説明し、ホームページ上でダウンロードするよう伝えるなどの工夫を行った。</p>